

農民主権をめぐる考え方

調査研究・政策提言担当 高橋 清貴

これまでプロサバンナ事業に関して外務省やJICAと議論してきて、すでに3年以上が経つ。この間、ずっと考えてきた言葉がある。「農民主権」である。政府と私たちのこれまでの議論は、この言葉の解釈をめぐる行われてきたと言っても過言ではない。

「対話はしてきた」という
自負の裏にあるもの

私たちは、意見交換の場で一貫して「誰のための援助なのか」と問ってきた。その度に、政府は「私たちも農民のことを第一に考えています」と答えてきた。農民が求める情報提供と説明責任を果たし、時間をかけて対話し、NGOを介在させて対話プラットフォームをつくってきたと自画自賛する。この「農民のためにやっている」と言い張る自信は一体どこから来るのだろうか。3年近くつき合って、少しわかったことがある。単に彼らが厚顔で「嘘」をついている、というわけではなく、「農民のため」にやっているとは本当に信じているようなのだ。最初は、これは善意の思い込みで現実を見ない「無知」と「無視」のなせる技だと思っていた。しかし、根はもっと深いようである。この問題を、「農民主権」という言葉から考えてみたい。

当事者性の押し付けと
パターンリズム

「農民主権」という言葉は、より根源的な言葉である「当事者主権 (individual autonomy)」を想起させる。日本では、中西正司が2003年に障害者運動の文脈で書いた「当事者主権」(岩波新書) が大きな議論を巻き起こした。中西はその本の中で、障害者ケアをめぐる、「当事者主体」や「利用者本位」とは異なる「主権」という強い用語を当てて、障害者が持つ「他者に譲渡することのできない至高の権利」を主張した。同時に、専門家中心主義に潜むサービス供給者側のパターンリズム(本人よりも専門家のほうが本人の事柄について適切に判断できる、という考え方)を批判している。

プロサバンナ事業をめぐる、私たち日本の市民社会は、現地の農民がプロサバンナによって社会的不利益を被る者に「なる」ことを強く意識していた。

現代の食と農のあり方が農民に不利益をもたらし、結果として社会的弱者になっていくことは、これまでの世界の農村開発の歴史から明らかだったからである。プロサバンナは、農民に、開発の結果として農民としての本来的能力を奪われた「社会的弱者」にさせられることへの不安を抱かせ、彼らをして「自己決定権」を持つ権利主体として異議申し立てさせることになったのである。私たちは、それを「農民主権」と呼ぶ。

考えたいのは、農民が望んで権利主体となつたわけではないということだ。

先の中西の議論を援用すれば、農民はモザンビーク政府や日本の開発援助によって農民としての当事者能力が奪われそうになり、それを守る義務が政府や援助者にあるのではないかと主張するために権利主体と「なった」のである。農民は自給自足できる能力を持ち、静かな暮らしを営んでいた。その頃、彼らは権利を主張する存在ではなく、開発事業の当事者でもなかった。しかし、プロサバンナの登場によって、彼らは「開発」対象となり、ニーズを持つ「当事者」とさせられたのである。となれば、農民が最も重要なニーズとして、プロサバンナについての情報や説明提供を求め、それは権利であると主張することはもっともであろう。しかし、政府とJICAは、このことの理解を欠いている。だから、JICAがそれ

らを単なる手続き論として扱い、情報提供や説明責任を技術論的問題として扱ったことに対し、農民は大いなる失望と怒りを表明したのである。

加えて、JICAは前述の専門家中心主義から抜け出せていない。意見交換の度にJICAは「私たちも農民のためを思っているのですよ」と悲しい顔で懇願する。専門家であるJICAが、農民自身も気づいていない潜在ニーズに気づかせてあげるのだという善意の主張は、援助者のパターンリズムに他ならない。

当事者をもつ主権を
尊重するには

国際協力もケアの世界と似て、ニーズとサービスの交換であると考えている。そして、ニーズとは援助者と被援助者の対話の中で、感得され表出されてくるものである。さらに言えば、ニーズのあり方は実に多様であり、だからこそ援助は難しく、慎重な対話と丁寧なニーズのすくい上げが重要なのである。

当事者自身が納得できるニーズを離れてどのようなサービスも成立しえない、という意味でも、農民はこの事業における「主権者」なのである。



「ナカラ経済回廊開発」の植林事業の進出によって放棄されたコミュニティの様子。人がいなくなったことで、村中が草で覆われてしまっている(撮影ピセンテ・アドリアーノ)。

農民たちが選んだ道のり

南アフリカ事業担当 渡辺 直子

モザンビークは日本からは距離的には遠い土地だ。しかしそこには、日本のODAによるプロサバナ事業に対して抵抗運動を続ける数多くの農民たちがいる。農民らしく地に足をつけ、かつ目指す遠くの目標を見据えて、土地と暮らしと未来を守るための闘いを今も続けている。

「分裂」ではなく「分断」

先日、とある著名なモザンビーク研究者が、「最も成功したキャンペーン」として、JVCが連帯し、ともに活動しているモザンビークの「プロサバナにノー！・キャンペーン」(UNAC (モザンビーク全国農民連合) 他7現地団体から構成、以下「キャンペーン」)を紹介していた。しかし、プロサバナ事業に対する抵抗運動は「勝った」にもかかわらず、いまだ解散していないと揶揄し、一部の現地市民社会組織がプロサバナに協力し始めたのに、「キャンペーン」がプロサバナを拒否し続けているため、現地市民社会が「分裂している」と加えた。なぜ「キャンペーン」は抵抗運動を続けるのか。そもそも、彼らは一体何に「勝った」のだろうか。

今年2月の来日時、社会科学国際研究所(ISS、在ハーグ)のサルトゥルニーノ・ジュン・ボラス教授(注1)

は、市民社会による抵抗運動のあり方として主に以下の3つがあると話した。

- ①ガイドラインなどの制度により、問題を引き起こす主体を規制し状況をコントロールしようとするもの、②問題とされる状況の中で、それでも人びとに資するよう試み、事態を改善しようとするもの(Winner-Winner方式)、③(これが長く、一番困難な道のりだが)その問題の背後にある社会構造自体を問い、それを具体的に変革しようとするもの。

これらはどれも正しいというものではない。①③のいずれかを基本的なスタンスとしつつも、戦略によって他の方法と組み合わせたり、別のアプローチを取る団体などと協力することもある。それはモザンビークでも同様で、2013年11月以降、プロサバナに関する市民社会と政府との協議の一切が中断されて以来、考え方の相違は少しずつありつつも、いずれの団体も、現地の小農やUNACの立場を最大限

尊重し、「一抜けた」とする団体は皆無だった。これは特筆すべきことである。しかし本誌320号で述べたとおり、昨年11月、JICAが現地コンサルタントを雇い、あえて②と③の組織を区別し、②をマスタープラン策定プロセスに取り込んだ(注2)。すなわち「分裂」ではなく、外から「分断」されたのである。③を指す人たちにとって、このような非民主的で恣意的なプロセスに参加すること自体が闘うべきものであることは自明である。

「長く困難な道のり」を選んだ小農

そもそも、彼らの運動はそんな狭い範囲に留まっていない。先日、ナンプーラ州農民連合(プロサバナ事業対象地)のリーダーに会った際、「運動でこんなに忙しくて、妻は不満を言わないのか」という冗談に対し、彼は満面の笑みでこう答えた。

「大丈夫。結局は自分の土地を守ることにつながっていくことだから。理解してくれているよ。」

幸い、このリーダーの村ではまだ土地収奪は起きていない。今年は雨も降り、収穫も上々だという。つまり自分以外の、仲間らに起きていた状況、すなわちそんなことを生じさせる社会自体の問題を問い、闘っている。それがやがて自分にも返ってくる。だからこそ、プロサバナ事業でも「小農を主権者

として扱う姿勢」「民主的で透明なプロセス」にこだわるのであって、事業だけにこだわって闘っているのではない。彼らが見据えているものは、冒頭の研究者が思うより、もっと広く、深いのである。

3カ国市民社会の運動の成果から、プロサバナ事業は土地を狙った農業投資促進のためという初期目的から「小農のため」とうたわれるようになった。しかし、プロサバナ事業を包含する上位の開発計画「ナカラ経済回廊開発」の結果として、人々がインフラ整備、農業投資、植林や鉱山開発によって土地を奪われ、抵抗する人が虐待を受けるなどの被害は後を絶たない。「開発優先」の土地収奪は止まず、事業に失敗した企業が撤退しても、別資本の企業が現れるだけ。事業が止まったとしても、壊された森や農地は戻らない。こうした中、プロサバナ事業において、小農は土地を効果的に活用できない者と過小評価され、市場に統合してあげる支援だと主張される。だが、こうした小農の営みの過小評価が、現地政府と資本による土地収奪に直結している。だから、小農たちは社会変革を求めて闘い続けているのだ。

モザンビークの小農たちが闘う相手はあまりにも大きい。でも、パウロ・フレイシが言うとおり、自分の小さな一歩の可能性を信じて動きだすしかない。A Luta Continua(闘いは、続く)!

◎注1…1980年代より政治活動家また学者として、フィリピンや世界の農村での社会運動に深く関与している。国際小農運動であるピア・カンパシーナの設立に尽力。学術誌「Journal of Peasants Studies」の創刊者／編集者。
◎注2…現地コンサルタントとの契約内容の詳細は、右のウェブサイトを参照。http://ngo-jvc.info/29WS15d